

宮崎市で創業を目指している方へ！

宮崎市創業者及び移住創業者支援事業補助金

宮崎市内で、創業を予定されている方、又は移住して創業を予定されている方に対して、創業に要する費用の一部を補助します。

1. 補助対象者

- ①創業者：事業を営んでいない方で、新たに市内で中小企業者として事業を開始する方
※特定創業支援等事業を受けることが条件となります。
- ②移住創業者：事業を営んでいない方で、市外から移住して、新たに市内で中小企業者として事業を開始する方（平成29年4月1日以降に転入した方、又は実績報告までに転入予定の方）で、3年以上宮崎市内に住民登録がなかった方
※いずれも、過去にこの補助金を受けられた方は対象となりません。

2. 補助要件

- ①申請時に開業前であること。
※補助金の交付決定通知書（申請から4週間程度）が届いた後に準備等（工事、契約、登記等）に着手すること（交付決定通知書が届く前に着手すると対象外になる場合があります。）
 - ②事業計画書を作成し、宮崎商工会議所又は市内5商工会のいずれかで確認を受けること
 - ③宮崎商工会議所又は市内5商工会のいずれかの会員となり経営指導等を継続的に受けること
 - ④宮崎市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業を受けること（移住創業者は除く）
※詳しくは、裏面参照
 - ⑤2年以上継続して事業を行う見込みであること
 - ⑥市税を滞納していないこと
- ※他にも要件がありますので、詳しくは下記にお問い合わせいただくか、宮崎市ホームページをご覧ください。

3. 補助内容

- ①創業者：補助率1/2以内 補助上限額20万円
- ②移住創業者：補助率1/2以内 補助上限額30万円
※①②いずれも、創業に要する費用（設備・工事費、賃借料、広告宣伝費、事業開始に必要な備品購入費）の一部を補助します。

4. 募集期間

「一次募集」 令和2年4月1日～5月29日

「二次募集」 令和2年9月1日～10月30日

※「一次募集」、「二次募集」ともに予算額に達し次第締め切ります。

【お問い合わせ先】

宮崎市 観光商工部 商工戦略局 商業労政課 商業振興係

Tel 0985-21-1792 Fax 0985-28-6572

○宮崎市創業支援等事業計画について

宮崎市では、創業を目指す方への支援を強化するため、平成26年1月に施行された「産業競争力強化法」に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、平成26年6月に国の認定を受けました。

この計画は、創業を希望している方を支援する関係団体（創業支援機関）と宮崎市が連携し、一体的・計画的な創業支援を行うことで、地域の創業を促進し創業率の向上を図ることを目的としています。

下記記載の支援事業のうち、囲ってある事業が特定創業支援等事業となります。

※特定創業支援等事業とは、創業支援機関が実施する支援事業のうち、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けてもらう事業で、1ヶ月以上かつ4回以上の支援を行うものとなります。

宮崎市創業支援等事業計画における支援事業

宮崎市 TEL：21-1792	宮崎商工会議所 TEL：22-2161
①創業支援相談窓口 ②宮崎市中小企業融資制度 ③まちなか商業業務集積推進事業 ④みやざき創業サポート事業（宮崎商工会議所委託） ⑤宮崎市創業者及び移住創業者支援事業	①創業スクール ②起業及び経営相談 ③スタートアップセンター ④みやざき創業サポート事業（インキュベーション事業）
(株)宮崎県ソフトウェアセンター TEL：30-5050	(公財)宮崎県産業振興機構 TEL：74-3850
①インキュベーション事業	①創業コーディネート事業（総合相談窓口事業・専門家派遣事業・インキュベーション事業・よろず支援拠点事業、地域課題解決型起業支援事業）
(株)日本政策金融公庫 宮崎支店 TEL：23-3275	(一社)みやPEC推進機構 TEL：44-0600
①創業サポートデスク ②創業支援セミナー	①みやざき「食」産業創業支援
宮崎市生目商工会 TEL：47-6827	佐土原町商工会 TEL：73-2567
①創業相談支援事業	①創業相談支援事業
田野町商工会 TEL：86-0133	②みやざき創業スクール
①創業相談支援事業	
清武町商工会 TEL：85-0173	高岡町商工会 TEL：82-0154
①創業相談支援事業	①創業相談支援事業